

令和3年度第2回浜松市社会福祉審議会

地域福祉専門分科会会議録

- 1 開催日時 令和4年3月11日（金）午前10時00分から午前11時30分
- 2 開催場所 市役所北館2階 中区会議室
- 3 出席状況
- 《委員》
- 安間 清弘（浜松市青少年健全育成会連絡協議会 副会長）
- 石川 恵一（浜松市自治会連合会 理事）
- 井村 元子（浜松市民生委員児童委員協議会 副会長）
- 小木野 安孝（浜松市ボランティア連絡協議会 副会長）
- 佐藤 順子（聖隷クリストファー大学 学部長・教授）
- 高塚 美栄（浜松市立幼稚園PTA連絡協議会 副会長）
- 中村 勝彦（浜松民間保育園長会 会長）
- 山下 文彦（社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会 常務理事）
- 山本 悦久（浜松市老人クラブ連合会 常任理事）
- 《浜松市健康福祉部》
- 渡辺 貴史（健康福祉部次長兼福祉総務課長）
- 久保田 尚宏（障害保健福祉課長）
- 恒川 浩章（高齢者福祉課長）
- 真田 憲克（福祉総務課課長補佐）
- 藤井 孝文（福祉総務課総務調整グループ長）
- 深谷 真光（福祉総務課総務調整グループ）
- 京橋 茂敏（福祉総務課総務調整グループ）
- 《欠席委員》
- 二橋 眞洲男（特定非営利活動法人 浜松市身体障害者福祉協議会 会長）
- 4 傍聴者 0人（一般：0人、記者：0人）
- 5 議事内容 （1）第4次地域福祉計画の中間評価について
- 6 会議録作成者 福祉総務課総務調整グループ 京橋 茂敏

7 記録の方法 発言者の要点記録

録音の有無 有・無

8 会議記録

1. 開会

2. 健康福祉部次長兼福祉総務課長あいさつ

3. 議事

(1) 第4次地域福祉計画の中間評価について
～資料により事務局から説明～

【質疑応答】

山下委員 各事業の進捗管理におけるAからDまでの評価について、進捗の何%以上がAなどのルールはあるか。

事務局 %で評価するルールはない。各事業について、Aの十分達成からDの不十分までの4区分の中で、事業所管課で達成度(進捗)を判断した結果を示してある。

山本委員 事業所管課で達成度(進捗)を判断する場合、評価の基準がバラバラになってしまうので、評価の考え方について、各課と調整し、統一を図るべきである。

佐藤会長 本計画は、地域福祉に関係する各課の所管事業を盛り込んだものになっている。これらの事業実施においては、地域福祉計画に関連する事業であると認識してほしい。評価の根拠を整理したうえで、とりまとめてほしい。

中村委員 リーディングプロジェクトの中で、多機関との連携について示されている。地区における多機関連携の進捗を教えてほしい。

事務局 各地区では、新総合事業における生活支援体制づくり協議体で、生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民とコミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター等の相談支援機関や行政機関を含めて話し合い、地域内での連携を進めている。

多機関の協働による包括的相談支援体制の構築事業については、地域で解決できない課題を解決するために、市域レベルで相談支援機関、行政内の所管課をつなげていくものである。

佐藤会長 地域共生社会の実現というテーマにおいては、地域密着型の多機関連携について、市圏域同様に重要となる。地域における連携について、今回の評価において、コミュニティソーシャルワーカーが中心となっているので、生活支援体制づくり協議体などの取り組みについて、もっと実

績に盛り込むべきと感じる。地域住民だけでなく多機関連携が地域をバックアップしていく体制づくりが必要である。

山本委員

ヤングケアラーの調査結果について聞きたい。

事務局

ヤングケアラーの調査については、今年度、県の調査に市も協力して実施したが、結果はまだ県から報告をもらえていない。市独自では、実施していない。

山本委員

浜松市も独自の考えを持って、調査等をしていくべきである。

佐藤会長

ヤングケアラーについて、どのような検討をしてきたか。

事務局

庁内連絡会において、事例検討を実施してきた。

ヤングケアラーについては、こども家庭部を中心に、県調査を対応していくとともに、今後、研修を実施していく予定である。

佐藤会長

地域共生社会の実現における包括的支援体制の構築は、相談窓口の連携とともに、行政の縦割りに横串を指す意味も含まれている。ヤングケアラーをはじめ、ごみ屋敷やひきこもりは、複数の課を跨いだ問題であり、このような問題に対し、解決に向けた連携の仕組みを構築できたかが、計画最終年度の結果として求められてくると考える。

福祉総務課に配置されている相談支援包括化推進員が中心となって、多機関連携を進めてほしい。

高塚委員

ヤングケアラーの具体的な例を教えてください。

事務局

例えば、障害を抱えた親がいる家庭で、子どもがその親の介護や家事を担うケースなど、様々な環境が原因となり本来やるべき学業や部活動などに制限がかかっている子どものことをヤングケアラーと定義している。

ヤングケアラーの原因が様々であるため、各分野が連携し世帯全体を支援していかななくてはならない問題となっている。

井村委員

民生委員・児童委員として、ヤングケアラーと思われる個別支援案件に関わったことがある。その際に、周りの支援者としては、ヤングケアラーの状況であると感じても、保護者（親）の同意なしでは家庭への支援に入っていけないという難しさを感じた。この案件について、現在も、どの機関が介入できるか話し合っている状況である。

山本委員

親が（ヤングケアラーの状況について）当たり前と考えていると、子どもはどこにも助けを求めることができない。

佐藤会長

このヤングケアラーの問題については、一部の支援者だけでは、支援につながらないケースとなってしまふ。そのために、庁内連携による支援の仕組みづくりが多機関の協働による包括的相談支援体制の構築事業の役割であると考えます。

安間委員

地域の中心は自治会であるが、地域福祉計画において、自治会に関する記載が少ないと感じる。地域における福祉は、地区社会福祉協議会を中心に活動しているが、自治会との関わりの中で課題解決を図っている

状況である。

佐藤会長

自治会は、様々な行政部署の依頼に対する地域の受け皿として、対応している状況にある。例えば、防災関連は、防災分野と福祉分野が密接につながっているなど、複数の分野が関わるものもある。

事務局

本計画において、自治会は地域福祉の増進に必須であり、地域の中心的な存在であると考えている。

石川委員

私の地域では、地区社会福祉協議会の活動には、自治会をはじめ、弁護士、NPO 法人などとも関わる中で、地域における連携は図られていると感じている。

その中で、民生委員・児童委員の活動は、個人情報の問題もあるため、取り扱いが難しいが、ボランティアで関わってくれている弁護士とも連携しながら、地域の課題解決を図っている。

井村委員

私の地域の地区社会福祉協議会の活動として、協働センターで地域住民の身近な相談窓口を実施している。この窓口は、民生委員・児童委員など地域の様々な団体が交代制で対応しており、内容によって、地域包括支援センターや行政機関につないでいる。特に個人情報の取り扱いには気を付けて実施している。

山本委員

生活支援体制づくり協議体において、シニアクラブや民生委員・児童委員など、多くの地域の団体が参画している。今後、さらに、体制を充実させていく必要がある。

地域包括支援センターについても、高齢者中心の対応ではなく、全ての分野に対応した体制を整え、全ての地域の困りごとの窓口となつてほしい。

佐藤会長

地区社会福祉協議会について、全市的にみて、活発に活動している地区が多い中、地域の実情に応じ、活動状況は様々である。そこを、全体的にバックアップしていくのが、コミュニティソーシャルワーカーである。地域の関係機関の連携を深めていくために、生活支援体制づくり協議体をどのように活用していくかが課題である。

コミュニティソーシャルワーカーが実施しているコミュニティソーシャルワーク研修会において、地域包括支援センターなど各種相談支援機関の職員に対し、コミュニティソーシャルワークの機能を支援者全員で担う必要性を伝えていると思う。この研修会を地区単位で分科会等を実施することで、各相談支援機関がバラバラな支援とならず、より連携することができると思う。

小木野委員

私が携わっている北区ボランティア連絡協議会と引佐地区社会福祉協議会は情報交換の場がなく、つながりがない状況にある。他の地域は、つながりがあると聞いている。

また、コロナ禍で、様々なボランティア団体の組織力の低下が問題となっている。

今後、北区ボランティア連絡協議会として、地区社会福祉協議会にできる限り協力し、相互に活動の活発化が図られるといい。

井村委員

地区社会福祉協議会の活動について、活発な地域の事例を横展開するべきである。

佐藤会長

今後、コミュニティソーシャルワーカーなどがそれぞれの地域性を踏まえた支援のあり方を考えたうえで、支援していく必要がある。

本日は、中間評価であるが、計画最終年度に向けて、コロナ禍を踏まえ、課題を整理したうえで、取り組んでほしい。

6. その他

7. 閉会